

締約国に関する情報 T H	タ イ	附属書 B 1 T H
一 般 情 報		
国内官庁の名称	Department of Intellectual Property (DIP) (Thailand) (知的財産局 (D I P)(タイ))	
所在地及び郵便のあて名	563 Nonthaburi Road, Bangkrasor, Muang, Nonthaburi 11000, Thailand	
電話番号	(66-2) 547 4304	
ファクシミリ装置	—	
電子メール	pct@moc. go. th	
インターネット	www. ipthailand. go. th	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか?	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理する	
タイの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により知的財産局 (D I P)(タイ) 又はW I P O国際事務局 (I B)(附属書C参照)	
タイが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	知的財産局 (D I P)(タイ)	
タイを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許, 小特許	
国際型調査に関するタイの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
タイが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
タイが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合, 管轄官庁は通知の受領日から90日以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あ り	